

事務連絡
令和2年4月10日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室

農業高校の生徒による援農に係る支援策「農業労働力確保
緊急支援事業」の周知依頼について

平素より産業教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先般、農林水産省から依頼のあった、農業高校の生徒による「援農」（人手を必要とする農家に派遣し、実習の一環として農作業を手伝うこと等）については、令和2年4月6日付け文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室事務連絡「高等学校における援農の御検討依頼に関する周知について」において周知及び協力依頼をしたところです。

このことについて、この度、農林水産省は、令和2年度補正予算案において援農・就農の活動を支援する「農業労働力確保緊急支援事業」の経費を計上しております。本事業は、援農・就農支援として、多様な人材が援農・就農する際の活動費の支援や農業機械の操作方法等の指導を行う農業大学校、農業高校等に対して研修用の機械・設備の導入の支援等を行うものとなっており、農林水産省から各都道府県農業大学校・農業高校担当部局に対して、当該支援事業について、周知したので、改めて、文部科学省からも各教育委員会等に対し、別添のとおり周知いただきたい旨の依頼がありました。

ついては、本件について御了知いただくとともに、都道府県教育委員会にあっては、所管の農業に関する学科を置く高等学校及び域内の農業に関する学科を置く高等学校を設置する市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会にあっては、所管の農業に関する学科を置く高等学校に対し、都道府県私立学校主管課にあっては、所轄の農業に関する学科を置く高等学校及び学校法人に対し、周知いただきますようお願いいたします。

本件について、御不明な点などございましたら、農林水産省経営局就農・女性課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【本件担当】

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室産業教育係 03-5253-4111（内線 2904）

事 務 連 絡
令和2年4月10日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室 御中

農林水産省経営局就農・女性課

農業高校の生徒による援農に係る支援策「農業労働力確保緊急支援
事業」の周知依頼について

この度、農林水産省において、農業大学の学生及び農業高校の生徒による援農に係る支援策について、別添のとおり各都道府県農業大学校・農業高校担当部局あてに依頼しました。つきましては、貴室におかれましても、「農業大学の学生及び農業高校の学生による援農に係る支援策について」（令和2年4月9日付け農林水産省経営局就農・女性課事務連絡）の別添内容について、各都道府県教育委員会等に対して、周知いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和2年4月9日

北海道農政部農業経営局農業経営課 御担当者様
各地方農政局経営・事業支援部経営支援課 御担当者様
内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 御担当者様

農林水産省経営局就農・女性課

農業大学校の学生及び農業高校の生徒による援農に係る支援策について

4月7日に閣議決定された令和2年度補正予算案「農業労働力確保緊急支援事業」において、新型コロナウイルス感染症拡大による人手不足への対応として、農業大学校、農業高校、その他の研修機関が活用できる予算を計上したところです。

別添の内容について、各都道府県農業大学校・農業高校担当部局に周知いただくようお願いいたします。

(別添)

各都道府県農業大学校・農業高校担当部局 御担当者様

農林水産省経営局就農・女性課

農業大学校の学生及び農業高校の生徒による援農に係る支援策について

日頃より農業教育の推進に御協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日本及び世界の各地で人の国境を超えた移動等を制限する取組が実施され、各地の農業現場では、今後予定していた外国人技能実習生等の受入れの見通しが立たないといった状況が生じ、今後の農業生産や経営への影響を懸念する声が多く寄せられてきているということは、「農業大学校の学生による援農の御検討依頼について」（令和2年4月3日付け農林水産省経営局就農・女性課事務連絡）において、お知らせしたところです。

この状況で農繁期を迎えると、生産の縮小をせざるを得ない状況も想定され、食料供給に影響を与える恐れもあることから、緊急的に、人手不足を解消することを目的として、国内にいる人材による感染症の影響で人手不足となっている農業経営体での農作業への従事（「援農」といいます。）を支援することとしました。

また、今後、農業の担い手の大幅な減少が見込まれる中、持続可能な農業のためには、この機に、将来を担う多様な人材に就農いただき、非常時にも強い農業構造を確立していくことが重要であることから、援農者の研修に加え、将来就農が見込まれる農業高校生、農業大学校生等の研修体制の充実への支援も行うこととしました。

これらの支援は、今般閣議決定された令和2年度補正予算案において「農業労働力確保緊急支援事業」として計上されました。本事業では、農業大学校、農業高校、その他の研修機関において、以下の支援を活用することができます。

- ①感染症の影響で人手不足となり代替人材を必要とする農業経営体において、学生・生徒等が援農する際に必要となる交通費、宿泊費、保険料等の支援
- ②援農・就農する前に学生・生徒、その他の援農要員等に農業機械の操作方法等の指導を行う場合、指導に係る研修費用の支援
- ③援農・就農する前に学生・生徒等の研修に必要な機械・設備の導入の支援

また、これらの支援は4月1日まで遡ることとするよう検討しております。概略は添付のPR版を御確認ください。

各都道府県農業大学校・農業高校担当部局において本支援について御了知いただくととも

に、農業大学校及び農業高校、並びに対象となり得る研修機関に対して周知をお願いいたします。

なお、「農業大学校の学生による援農の御検討依頼について」（令和2年4月3日付け事務連絡）においてお伝えしたとおり、感染防止に慎重に対応した上での御検討をお願いいたします。

実施に当たっての、具体的なスキーム等（事業申請の具体的な方法、援農等のマッチング方法等）については、今後決定していきますので、詳細は改めてお知らせいたします。

ご意見、ご質問がありましたら、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

（注）なお、事業の実施に当たっては、国会での令和2年度予算成立等が前提となるため、今後内容等に変更が生じる場合があることに御留意願います。

【問い合わせ先】

農林水産省経営局就農・女性課 農業教育グループ

伊藤、遠藤、佐藤

電 話 : 03-6744-2160

アドレス : kyouiku@maff.go.jp

<対策のポイント>

他地域の農業従事者等の**即戦力人材**や他産業従事者、学生等の**多様な人材**による**援農・就農**に必要な活動費、研修に必要な機械・設備の導入を支援することで、**新型コロナウイルス感染拡大の影響による人手不足を解消し農業生産を維持するとともに、将来の農業生産を支える人材を育成**します。

<政策目標>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による農業における**人手不足の解消と農業生産の維持**

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 即戦力人材による援農支援

- 他地域の農業従事者や地域の農業関係者など**農業経験を有する人材**が、**人手不足となった農業経営体において農作業を実施（援農）**する際の活動費を支援します。

2. 多様な人材による援農・就農支援

- ① **他産業従事者や学生等の多様な人材**が**援農・就農**する際の活動費を支援します。
- ② ①の人材が、**援農・就農の前後**に研修機関や農業経営体等において**研修**を受ける際の活動費を支援します。
- ③ ①の人材を対象に、農業機械の操作方法等の指導を行う研修機関（農業大学校、農業高校等）に対し、スマート農業等の実施のための**研修用の機械・設備の導入**を支援します。

3. 国内人材の呼び込み

- 地域のJAや農業経営体等が、1及び2の**人材を集めるため**、民間の人材派遣サービス等を活用した**マッチングの実施や情報発信**を支援します。

<事業の流れ>

